

**H19年度 プラスチック製容器包装
再商品化における入札選定方法について**

財団法人 日本容器包装リサイクル協会

H19年度 プラ容器包装再商品化入札選定方法について

標準コスト委員会phase 答申(H18.6.21)を受け、以下の入札選定方法を設定。
また、入札資格登録審査に当たっては、H19年度から実施する品質基準値の確保が可能であること等を含め、厳格に審査・確認した。

1. 入札金額に上限値を設定する。

上限値は全保管場所の落札者が決定した時点で公表 する。

2. 入札時の参考のため以下を公表する。

H19年度 再生処理コスト基準(再生処理費用 - 再商品化製品売却額)

H19年度 輸送コスト基準(ベール + 再商品化製品輸送費)

各基準値については次頁参照。

各入札事業者はこれらの値を参考に、各社の事業戦略・利益等を勘案し、
入札額を設定することを想定している。

なお、入札後、開札前に「特別監査人」(弁護士等を予定)に上限値を報告する等の監査を実施する(詳細は後述)。

H19年度 再生処理コスト基準について

H19年度 再生処理コスト基準(再生処理費用 - 再商品化製品売却額)

全手法によるもの : 60千円/トン

材料リサイクルによるもの : 68千円/トン

- (1) H18年度落札データ等の精査、ヒアリング調査等を全手法について実施した。
 - ・ケミカルリサイクル手法: 事業者からの提出データの見直し/ヒアリング等による精査。
 - ・材料リサイクル手法: 調査内容を細分化(勘定項目等)、疑問点のヒアリング等による精査・再確認を実施。
- (2) H19年度は、上記結果から、「H19年度 再生処理コスト基準」として、
 - ・全手法によるもの
 - ・材料リサイクルによるものを算定し、提示する。
- (3) このうち、材料リサイクルについては依然高額であるため、この額を上限値設定の基礎額とする。

H19年度 輸送コスト基準について

H19年度 輸送コスト基準 (ベール+再商品化製品輸送費)	: 10.7千円 / t
----------------------------------	--------------

- ベール輸送費については、入札書で事業者が提示した運賃をもとに、四分位範囲法を用いて分析した。なお、本数値の確からしさについては、再生処理コスト基準と同様、再生処理事業者、輸送事業者ヒアリングを実施して検証した。
- ペレット等の再商品化製品輸送費については、再生処理事業者へのヒアリング等をもとに推計した。
- なお、ペレット等はベール100に対し50生産されるものとし、この量比、及び積載可能量の違い等を考慮した輸送費をベール輸送費に加算して算定した。

なお、環境負荷低減のためには、輸送距離の抑制も重要であり、コスト算定に関してはこの観点からの考察・検証も行っている。

H19年度 プラ容器包装再商品化入札選定方法について

3. 落札手順

(1) **入札金額が上限値を超える額のフダは除外する。**

ただし、以下のような理由で輸送費が高額となる場合は特例として考慮する。

- ・自治体(保管施設)の立地により輸送手段等が限定される場合
- ・ベール引取り経路の道幅が狭く10ト_ン車以上のトラックが使えない場合
- ・自治体保管施設の申し込み量が極端に小さい(概ね10ト_ン程度)場合
- ・その他、自治体(保管施設)の都合により荷役方法等が限定される場合

(2) **材料リサイクル手法を優先して従来と同様の手順により落札選定する。**

なお、材料リサイクルを中心とした急激な再商品化能力の増加に対応し、H19年度に限り以下の緊急的措置を講じる。

H19年度 プラ容器包装再商品化入札選定方法について

全手法について、**落札可能量** を、下記による再商品化能力の査定量の90%とする。

(落札可能量 : 各登録事業者毎の入札における最大落札可能量)

【再商品化能力の査定】

再商品化能力は、各事業者の申請値に対し登録審査・立入検査等によって、確認する。

特段の問題等が無い事業者については、以下の査定とする。

既存事業者	<u>申請能力 × 90%</u>
既存事業者能力アップ	<u>能力アップ部分 × 75% (+ 既存部分 × 90%)</u>
新規事業者	<u>申請能力 × 50%</u>

H20年度以降の入札選定方法については、H19年度の入札選定方法を前提とせずに見直しを図ることとする。

上限値設定に係わる公正性の確保について

1. 落札結果の公表(ホームページ)を継続実施する。
2. 上限値は全保管場所の落札者が決定した時点で公表(ホームページ)する。
3. 「特別監査人」(弁護士等)を依頼し、以下の監査を実施、その結果を公表する。
上限値は開札前に設定されており、監査人はその提示を受けたこと
落札後、上限値を上回る入札フダのリストを確認し、設定通りであること